3　不動産登記法第六三条第三項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）及び遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）によって所有権を取得したことを証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないこととした。

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　関係政令の一部改正関係（第二条～第六条関係）

建設機械登記令、企業担保登記登録令、抵当証券法施行令、船舶登記令及び農業用動産抵当登記令について、所要の規定の整備を行うこととした。

三　その他（附則第二条～第四条関係）

この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。

四　施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令（政令第三一六号）（法務省）

1　この政令は、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（以下「法」という。）の規定による土地所有権の国庫への帰属の承認等に関し必要な事項を定めることとした。（第一条関係）

2　帰属の承認申請をすることができない土地に含まれる土地として、法第二条第三項第三号に規定する「通路その他の他人による使用が予定される土地」の具体的な類型を定めることとした。（第二条関係）

3　帰属の承認をすることができない土地に該当する場合がある崖の基準を定めるとともに、帰属の承認をすることができない土地として、法第五条第一項第四号に規定する「隣接する土地の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地」及び同項第五号に規定する「通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地」の具体的な類型を定めることとした。（第三条関係）

4　承認申請者が納付する負担金として、土地の区分に応じた金額を定めることとした。（第四条関係）

5　隣接する二筆以上の承認申請に係る土地のいずれもが同一の土地の区分に属するときは、承認申請者の申出によって、帰属の承認をした隣接する二筆以上の土地を一筆の承認申請に係る土地とみなして負担金を算定する特例を定めることとした。（第五条関係）

6　農林水産大臣が管理する主に農用地又は森林として利用されている土地の管理及び処分について、準用する法令の規定を定めることとした。（第六条関係）

7　この政令に定めるもののほか、この政令の実施のため必要な手続その他の事項は、法務省令で定めることとした。（第七条関係）

8　この政令は、法の施行の日（令和五年四月二七日）から施行することとした。

◇法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第三一七号）（財務省）

1　一般寄附金の損金算入限度額及び特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額について、所要の整備を行うこととした。（第七三条及び第七七条の二関係）

2　この政令は、令和四年一〇月一日から施行することとした。

政　令

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年九月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百十四号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十二条」に、「第四十四条」を「第四十三条」に改める。

第六条第一項第十二号中「第四十八条」を「第四十七条」に改め、同項第十六号中「第四十七条第七号」を「第四十六条第七号」に改め、同項第二十一号中「第四十六条第八号」を「第四十五条第十一号」に改める。

第四十三条を削る。

第四十四条第一項中「六課」の下に「及び参事官一人」を加え、「大学振興課」を「大学教育・入試課」に、「学生・留学生課」を「学生支援課」に改め、第一章第二節第三款第四目中同条を第四十三条とする。

第四十五条第三号を次のように改める。

三　大学における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

第四十五条中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第八号及び第九号を削り、第十号を第五号とし、同条を第四十四条とする。

第四十六条（見出しを含む。）中「大学振興課」を「大学教育・入試課」に改め、同条中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、同条第五号中「大学の」を「大学における入学資格及び学位の基準の設定並びに」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　放送大学学園が設置する放送大学（次条第八号において「放送大学」という。）における教育に関すること。

第四十六条第四号中「大学」を「短期大学」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　大学の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

第四十六条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　大学における教育及び研究についての評価に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

第四十六条に次の二号を加える。

十二　大学設置・学校法人審議会の庶務（学校法人分科会に係るものを除く。）に関すること。

十三　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の組織及び運営一般に関すること。

第四十六条を第四十五条とし、第四十七条を第四十六条とし、第四十八条を第四十七条とする。